

議案第 8 3 号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、児童福祉法の改正に伴い、この条例の一部を改正するた
め必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年
大口町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(虐待等の禁止) 第 1 3 条 事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その 他当該利用者の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 3 条 事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該 利用者の心身に有害な影響を与える行為をし てはならない。